

中間市立病院あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中間市立病院（以下「市立病院」という。）の今後のあり方を検討するため、中間市立病院あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、専門的見地から市長に提言する。

- (1) 本市の医療提供体制に関すること。
- (2) 市立病院の果たすべき役割とあり方に関すること。
- (3) 市立病院の経営形態に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市立病院のあり方検討に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療、介護、福祉において学識経験を有する者 2人
- (2) 病院経営に精通する者 2人
- (3) 地域の医師会を代表する者 2人
- (4) 医療行政に精通する者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、当該委員の委嘱の日から所掌事務を終える日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議での発言又は必要な資料等の提供を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員が会議に参加したときは、謝礼として、1回につき21,600円（交通費を含む。）を支給する。

- 2 福岡県の常勤の職員である委員については、謝礼を支給しない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市立病院において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 第6条の規定にかかわらず、最初の会議は、市長が招集する。